

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規程及び理由	予定価格 (単位：円)	契約金額 (単位：円)	落札率	再就職の 役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
スポーツくじ販売・払戻システム改善対応（新商品追加に伴うシステム運用を見据えた準備作業一式）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都港区北青山2-8-35	R4. 5. 2	富士通株式会社官公庁事業本部 官庁第二事業部 東京都港区東新橋1-5-2	1020001071491	【会計規則第18条第4項：競争に付することが不利と認められる場合】 複数のサブシステムが連携した大規模システム改修であり、考慮事項が多岐にわたること、また、障害発生時の責任が不明確となる可能性があることから、初期構築業者である富士通社以外が履行した場合、著しく不利な契約となる虞があるため。	同種その他の契約の 予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	88,462,000	—	0	—	—	—	
スポーツ振興くじ事業における広告宣伝・広報業務（令和4年度6月施策）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都港区北青山2-8-35	R4. 5. 16	株式会社博報堂 東京都港区赤坂5-3-1	8010401024011	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 企画競争を実施し、選定した契約相手方との間で締結した基本契約(平成29年12月15日付)第1条第1項及び第2条に基づく個別契約	352,000,000	352,000,000	100.00%	0	—	—	—	概算契約
スポーツくじ販売・払戻システム改善対応（既存商品継続販売に向けた販売機能強化に伴うローソン社連携対応）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都港区北青山2-8-35	R4. 5. 16	富士通株式会社官公庁事業本部 官庁第二事業部 東京都港区東新橋1-5-2	1020001071491	【会計規則第18条第4項：競争に付することが不利と認められる場合】 複数のサブシステムが連携した大規模システム改修であり、考慮事項が多岐にわたること、また、障害発生時の責任が不明確となる可能性があることから、初期構築業者である富士通社以外が履行した場合、著しく不利な契約となる虞があるため。	同種その他の契約の 予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	87,296,000	—	0	—	—	—	
国立スポーツ科学センター循環ろ過システム保守点検及び整備交換業務の委託	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都港区北青山2-8-35	R4. 5. 12	株式会社みかづきブルシステム 高知県高知市中万々106-1	4490001003354	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 特許に基づき製造された機器の保守のため。	同種その他の契約の 予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	54,626,000	—	0	—	—	—	
スポーツくじ端末改善対応（スポーツくじ端末のチケットデザイン変更に伴う読取テストの実施の対応）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都港区北青山2-8-35	R4. 5. 18	富士通株式会社官公庁事業本部 官庁第二事業部 東京都港区東新橋1-5-2	1020001071491	【会計規則第18条第4項：競争に付することが不利と認められる場合】 センターシステムと密に連携した大規模なシステムが対象であり、考慮事項が多岐にわたること、また、障害発生時の責任が不明確となる可能性があることから、初期構築業者である富士通社以外が履行した場合、著しく不利な契約となる虞があるため。	同種その他の契約の 予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,874,400	—	0	—	—	—	
スポーツくじ販売・払戻システム改善対応（基盤増強対応（設計・構築工程））	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都港区北青山2-8-35	R4. 5. 19	富士通株式会社官公庁事業本部 官庁第二事業部 東京都港区東新橋1-5-2	1020001071491	【会計規則第18条第4項：競争に付することが不利と認められる場合】 複数のサブシステムが連携した大規模システム改修であり、考慮事項が多岐にわたること、また、障害発生時の責任が不明確となる可能性があることから、初期構築業者である富士通社以外が履行した場合、著しく不利な契約となる虞があるため。	同種その他の契約の 予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	72,353,600	—	0	—	—	—	
仮本部事務所仮設許可申請等業務委託（令和4年度）	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓 東京都港区北青山2-8-35	R4. 5. 31	株式会社都市計画設計研究所 東京都新宿区山吹町261番地	3011101014430	【会計規則第18条第4項：契約の性質又は目的が競争を許さない場合】 建物の設計者と同一の者が申請等を行わなければならないため。	同種その他の契約の 予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	3,722,400	—	0	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。